様式2

記載例

損壊家屋等の解体撤去費用申請書

令和 8 年 ● 月 × 日

山江村長　宛

申請者	ふりがな （氏　名） ※法人の場合、名称及び代表者	やまえ　たろう 山江　太郎　㊞
	（生年月日）	明・大・昭・平　〇 年　● 月　× 日
	（住　所） ※住民票上の住所ではなく、郵便が届く場所	（〒 〇〇〇 － ●●●● ） 球磨郡山江村〇〇　×××　番地
	（電話番号） ※日中に連絡がつくもの	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇
	家屋等の所有者との関係	☑本人　□本人以外（　　）

令和8年熊本地震により損壊した下記の家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、既に解体撤去しました。

つきましては、当該損害家屋等の解体撤去費用について、民法第702条の規定に基づき、負担していただきますよう申請します。

記

家屋等の所在地	同　上	
家屋等の数・種類	計　1　棟	☑住宅　□倉庫・物置　□分譲マンション（名称　　） □賃貸住宅・寮・社宅（名称　　） □事務所・店舗・作業所　□その他（　　）
家屋等の所有者	□申請者と同じ	
	☑　〃　と異なる ※必ず同意書と印鑑証明書を提出してください。	（住　所）　熊本市中央区水前寺〇丁目●番×号
		ふりがな （氏名・名称）　くまもと　たろう 熊本　太郎
り災証明書	☑取得済　□未取得	
解体前の家屋等の状況	□既に倒壊していた　□他の家屋等に物的被害を生じさせていた ☑家屋等について生活環境保全上の支障が生じていた（又は生じる恐れがあった） ⇒具体的状況について簡潔に記載してください。 カビ等が発生し異臭が漂っていた　／　火災が発生する恐れがあった	
家屋等の権利関係	(1) 共有名義人　☑なし　□あり（自分の外　　名） (2) 相続権者　☑なし　□あり（自分の外　　名） (3) 権利関係（賃借権、抵当権、根抵当権など） □なし　☑あり →　（権利内容　抵当権　）	

<table>
<tr><td></td><td>
(1) 解体時期
契約日　：　令和 2 年　○ 月 ○ 日
解体開始　：　令和 2 年　● 月 ● 日
解体終了　：　令和 2 年　× 月 × 日
(2) 家屋等の解体を委託した解体業者
業者名　（株）人吉家屋解体
所在地　人吉市○○町　××番地
電話番号　0966-22-0000
(3) 家屋等の解体撤去に要した費用総額
￥1,080,000　円
</td></tr>
<tr><td>申請者名義の口座</td><td>
<table>
<tr><td>金融機関名</td><td>支店名</td><td>種目</td><td>口座番号</td></tr>
<tr><td>肥後銀行</td><td>人吉</td><td rowspan="2">(1) 普通
2 当座</td><td>1234567</td></tr>
<tr><td>金融機関コード</td><td>支店コード</td><td>口座名義人（カタカナ）</td></tr>
<tr><td>0182</td><td>271</td><td>クマ　タロウ</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td>
申請者本人又は受任者であることを証する書面（写真付）〈例〉運転免許証
☑り災証明書（原本）※解体する家屋等のそれぞれについて必要
☑建物解体証明書
☑建物配置図
☑解体撤去工事に係る契約書（写し）
☑解体撤去費用に関する領収書（写し）
※解体撤去費用の支払いが済んでいない場合には、解体業者からの請求書で代用可。
解体業者への支払終了後速やかに領収書の写しを提出すること。
☑解体撤去費用に関する内訳がわかるもの（写し）　〈例〉見積り明細、請求書内訳票
☑解体撤去に係る各工程の施工前・施工中・施工後の写真
☑解体撤去工事で排出した廃棄物を産業廃棄物として処理した場合のマニフェスト伝票（写し）
☑申請者名義の振込先口座番号や名義人等の情報がわかるもの　〈例〉通帳の写し
<u>〈申請者と家屋等の所有者が異なる場合〉</u>
☑家屋等の解体撤去及びそれに関する一切の事務に係る同意書
☑印鑑証明書
</td></tr>
</table>

山江村に対して上記損壊家屋等の解体撤去の費用の負担を申請するに当たり、次のことについて同意します。

1. この解体撤去費用申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより山江村に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。

2. 上記損壊家屋等の解体撤去に関して山江村が申請者に支払う費用は、山江村で算定した基準額に照らし、上記家屋等の解体・撤去のために必要と認められる費用に限られること。

3. 申請者及び借地・借家人をはじめ抵当権者など、上記家屋等に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。

4. 解体撤去の費用を支払う山江村のため、解体撤去した上記損壊家屋に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、り災状況及び解体撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。

氏名（自署）　山江　太郎　山江印